

福島原発震災による放射能汚染 被害者援護策の策定に向けた課題 に関する調査研究

主に下記3点について報告

- (1) ウクライナ訪問調査
- (2) ウクライナ汚染地図の翻訳
- (3) 自治体の被災者支援策についての分析・評価

高木仁三郎基金成果発表会資料

2013.6.30

福島原発震災情報連絡センター

共同代表 中山均(新潟市議)

はじめにー当センターの概要

- 全国で脱原発運動を続けてきた地方議員約140名超で構成。

＜目的と活動＞（抜粋、2013年度現在）

1. 原発震災で強要される汚染と被曝を強いられる人々の「生存権」（憲法25条）を保障し、特に子どもたちの命と健康を守る

①「支援法」基本方針の早期策定及び支援施策の強化、「健康管理手帳」の交付、定期的な健康診断、医療行為の無償化、社会保障などの制度化を求める。

②非汚染食品を送り届ける活動や各種測定機器及び検査機器等の購入、放射能測定室の運営などへの支援。

③妊婦や児童・生徒の避難、疎開、保養などの受け入れを進め、その制度化の実現をめざす。

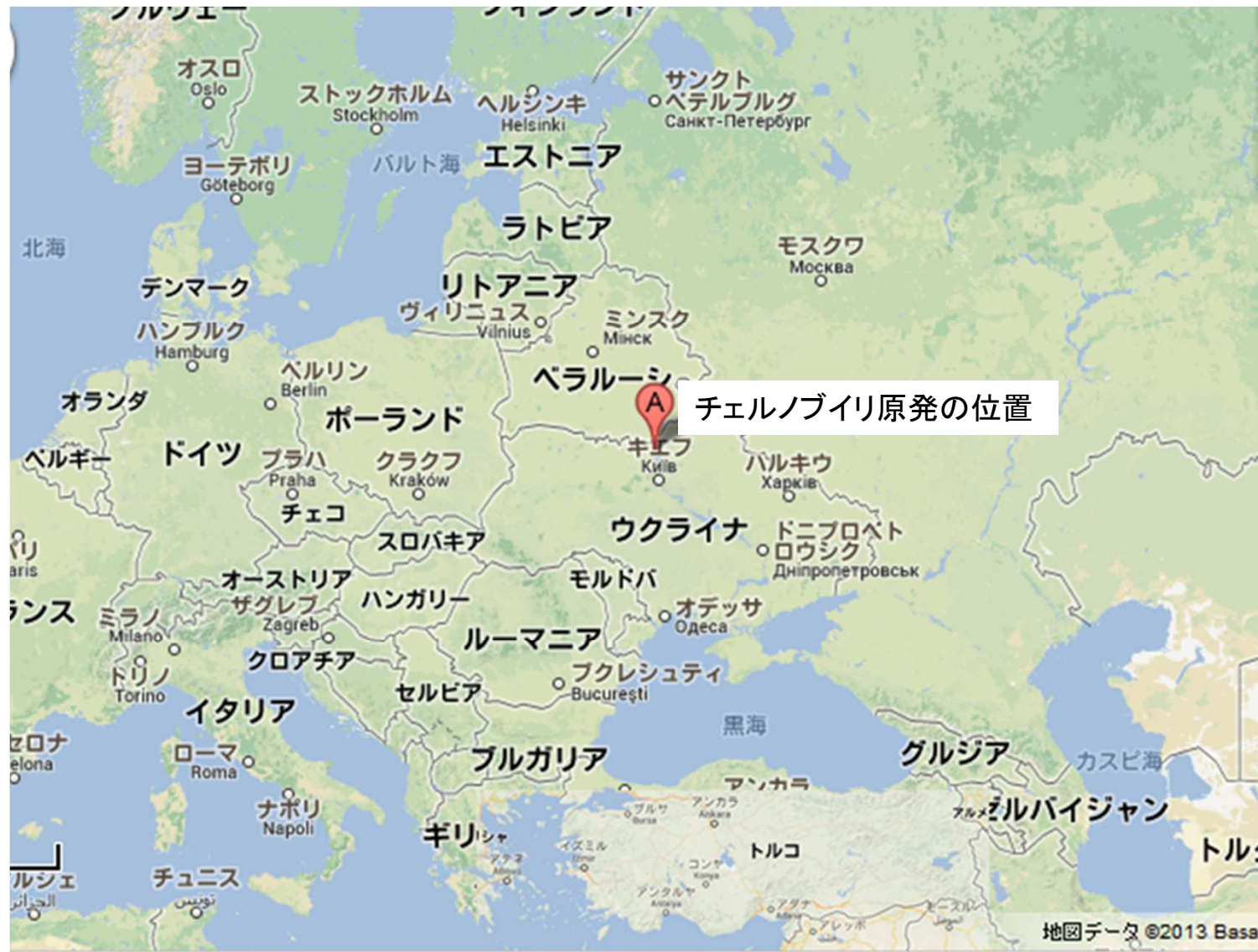


活動成果報告

1. ウクライナ訪問調査(2012.5)

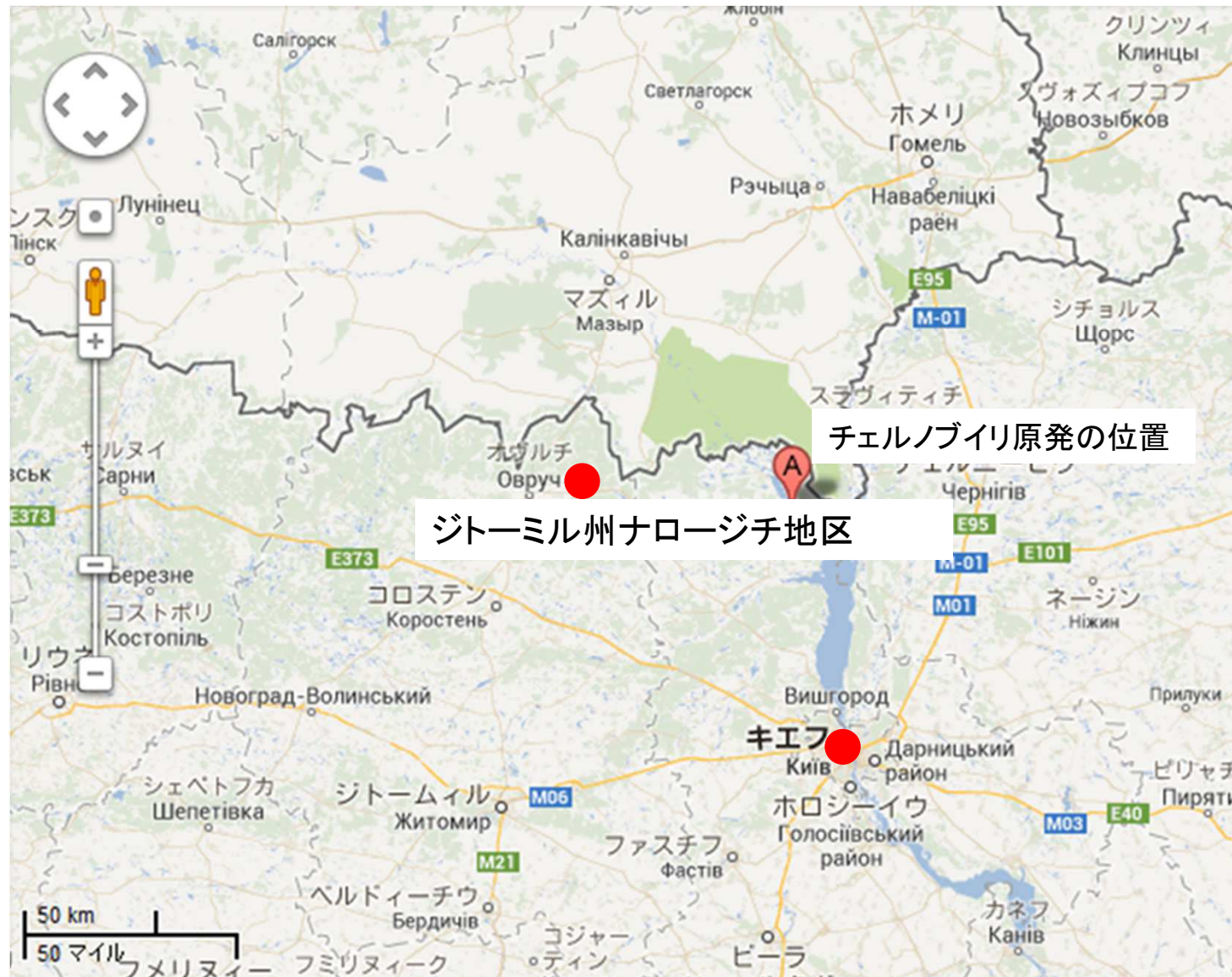
- チェルノブイリ原発周辺の汚染や健康被害についてはこれまでも官民さまざまな団体から報告されているが、行政的観点からアプローチされた報告は少ない。
- そこでセンターとして訪問し、現地を調査するとともに、福島原発震災の被災者の支援策策定・拡大に向けての課題を探ることとした。
- 期間は5月9日から14日の1週間弱。共同代表の佐藤和良・松谷清の2名と岩佐りょうこ千代田区議、コーディネーター兼同行者として、センターのアドバイザーの木村真三氏(独協医科大学准教授)、「チェルノブイリ救援・中部」現地特派員の竹内高明氏。
- 訪問・聴き取り対象は ①ウクライナ日本大使館 ②ウクライナ緊急事態省 ③ナロージチ地区行政庁 ④ウクライナ地球化学研究所上級研究員 など

1. ウクライナ訪問調査(2012.5)



1. ウクライナ訪問調査

1. ウクライナ訪問調査(2012.5)



(1)「積極的」支援策と地域の実情の乖離

<緊急事態省での説明>

- ウクライナでは、1991年、被災者支援と汚染地域の定義という二つの大きな柱によって原発事故被災者支援のための法制度が整備。事故処理作業者と被災者を対象とした食料の配給、住居の提供、医療など社会保障的施策を展開。



(1)「積極的」支援策と地域の実情の乖離

<緊急事態省での説明>

- 現在も
 - 治療、入院、医薬品など含め医療は全て無料。
 - 放射線医療センター、内分泌代謝研究所、小児科産科婦人科研究所、心理学的リハビリセンターなどを設置・運営。
 - 事故処理作業者(リクビダートル)、被災者に対し、住居の提供、公共料金、治療、保養、年金、老齢年金に特典。
 - 汚染地域は国が管理、25年で14回の詳細調査を実施。
 - 放射線専門家による検査を実施、住民に情報提供・勧告。

(1)「積極的」支援策と地域の実情の乖離

＜ナロージチ行政区長などの話＞

- ソ連邦の崩壊によりウクライナが支援策の対応を余儀なくされ、今日、補償は十分ではなく、被災者の中に不満が出ている。法律自身は悪い内容でないが、残念ながら法律を実施するだけの予算がない。
- 例えば農村地帯なら似たような農村へという形で移住したが、その後予算が厳しくなり、都市のアパートに入るようになり、ニーズと合わず不満やストレス。
- 医薬品は、地区病院で1カ月に必要なもののうち3分の1の予算にしかない。法律では無料となっても、実際は住民が有料で医療を受けざるを得ない。



(1)「積極的」支援策と地域の実情の乖離

<ナロージチ行政区長などの話>

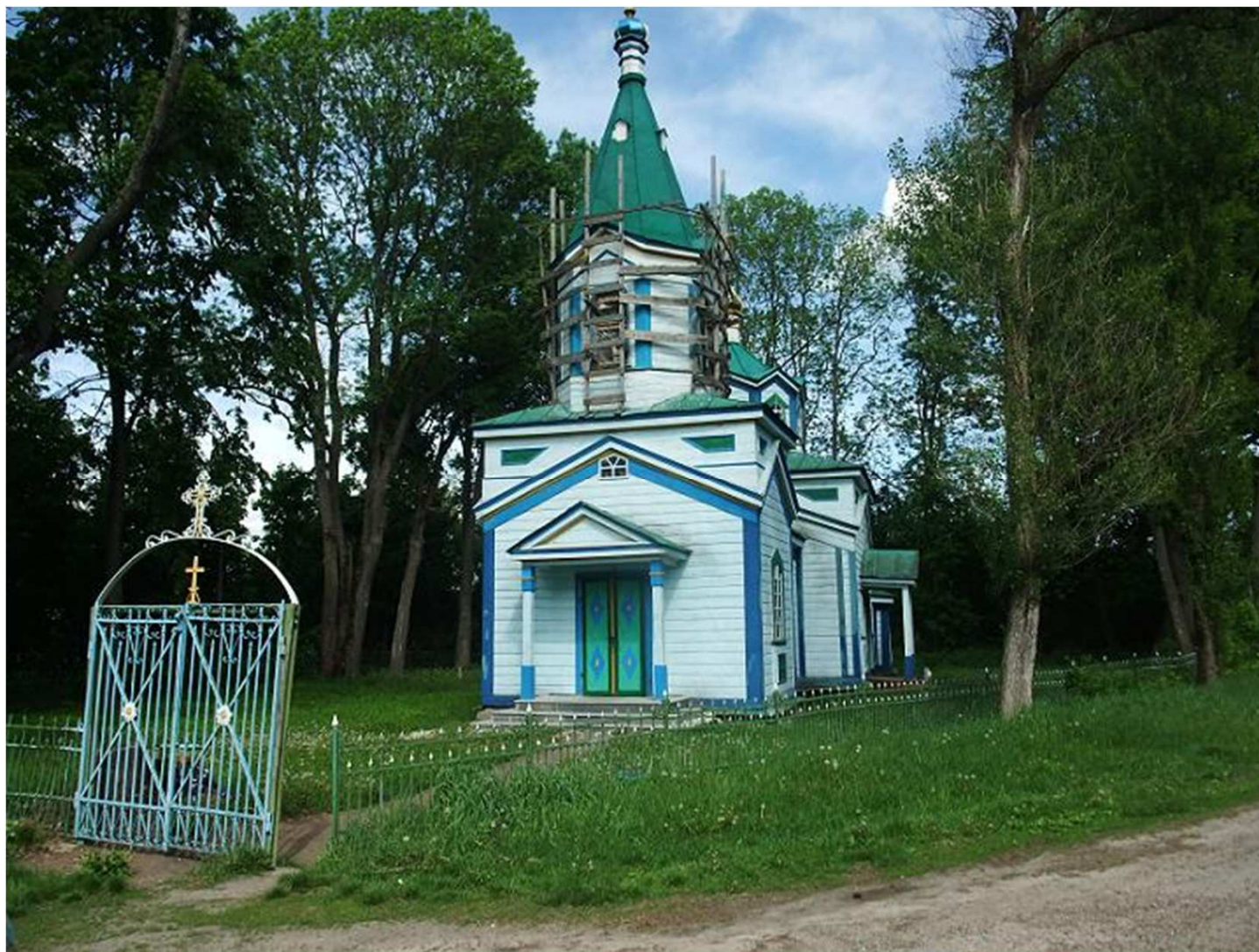
- 国全体として、チェルノブイリは次第に忘れられている。医薬品以外にも解決すべき問題がある。
- 当時3万人だった人口は、移住した人が2万人程度、帰還者は1,500人くらい。
- 与えられた住居に住んでいたが、子どもが大きくなって子どもに住居を渡して戻った人たちもいる。公営住宅は3人家族で40m²、息子たちに家族ができて狭くなって親が戻るというケースもある。しかし小さな子どもの帰還はほとんどない。移住先でお金に困って売って戻ってきた人たちもいる。
- 幼稚園の園舎の改装でも、第2ゾーンでは国から予算は付かない。日本の支援を受けるなど、自治区として住民生活の改善に努力している。
- 菜の花プロジェクトなど日本や海外からの支援も受けている。

1. ウクライナ訪問調査



ジトーミル州ナロージチ地区の公園内。「消えた町・村」の記念碑。左側の石碑にはチェルノブイリ事故の起きた1986年に廃村になった4村、右側にはその後2006年までに消えた15ほどの町村の名前が刻まれている。

1. ウクライナ訪問調査



写真は、ナロージチ役場から30キロほど、廃村となったヴェリーキークシム村の教会。
柵の内側の空間線量は現在 $0.453\mu\text{s/h}$ 。

(1)「積極的」支援策と地域の実情の乖離

<緊急事態省>

- 放射線被ばくした地域は「改善」しており、法律の「改正」が必要。社会保障費の浮いた財源は地域の復興に使うべき。また、改正できないのは地域の政治家が大衆迎合主義で改正を訴えない姿勢問題。

<ナロージチ行政区>

- 議員は地元住民の生活を成り立たせるためにやっている。ウクライナでは汚染・非汚染地区に限らず農業も悲惨な状態にある。わずかな補償もあるが農業は苦しい。第3ゾーンになるとなくなるとわけで、すぎる気持ちは当然である。見方や考え方の違いだ。
- 赴任して2年たつが非常事態省は誰1人来ない。我々からも州議会や内閣に陳情を続けているがはかばかしくない。

(2) 除染・保養・避難の実情と課題

＜ウクライナ地球化学研究所上級研究員ボロディーミルティール・ヒイ氏の報告＞

- ソ連政府から各国政府への上意下達の命令系統は絶対。
- しかし、事故の規模が大きかったために把握した状況は総括的なものでなく一面的なものも多かった。このシステムの欠陥は、対策に対する費用を誰も計算していなかったこと。一方では、費用は莫大であったがソ連政府の国家予算全体も膨大だったのであまり気にすることはなかった。
- もうひとつの欠点はすべてが国に所属して誰一人としてその決定に批判できなかったこと。上の人が考えたらそのまま実行してしまう。
- ソ連でも保養はすぐにはなかった。個人的な意見ではとにかく遠くに連れて行くという以上に重要であったことは汚染されていない食品を確保すること。

(2) 除染・保養・避難の実情と課題

<ウクライナ地球化学研究所上級研究員ボロディーミルティール・ヒイ氏の報告>

- 同じ市の中でも汚染はスポット状になっていて、子どもたちの為に遠方でなくても汚染の低い場所に学校を作るとか、保養施設を作るとか、できるだけ負担が少ない方法をとるべきだ。
- 汚染地では投資環境に置かれていないため、国の支援が地元に残るような方法を考える必要がある。ウクライナ政府はキューバに保養所も設備したが、そのお金は観光会社、実際には航空会社に流れていった。
- 一家で移住する場合、子どもに大きなストレスがかかってくる。住民に情報が与えられていて自主的に選択することが大切。数年間の高線量を避けたいと考えるか、人間関係が全部変わってしまうところに移住するのか、それぞれの人が選択できること、住民自体が決断できることが大切。

(2) 除染・保養・避難の実情と課題

＜ウクライナ地球化学研究所上級研究員ボロディーミルティール・ヒイ氏の報告＞

- 医学的見地からいえば、放射線ストレスと精神的ストレスはフィジカルでは同じことだ。精神的ストレスの影響がより大きく出てくる場合がある。情報を提示して、本人が主体的に選択できるようにしないと重大なストレスにつながる。
- 移住した人のトラウマは甚大で、一生忘れられない傷になっている。病気は被ばくのせいばかりとは考えにくい。心理的なもの大きくある。チェルノブイリ事故でも移住のプラスとマイナスを考えなければならない
- 甲状腺被曝対策については、スクリーニング、被曝線量の把握など、発症時までの体制作りが必要。

(2) 除染・保養・避難の実情と課題

＜ウクライナ地球化学研究所上級研究員ボロディーミルティールヒイ氏の報告＞

- ソ連邦崩壊の要因として、経済的要因のほか、「国や政府が面倒みてくれる」という意識が事故によって変化したことがあげられる。30キロ圏内に入って作業をしろといわれて病気になっても、面倒を見てくれない。
- 上意下達で、戦争もしていないのに50万以上の人が動員された。その結果、自分たちのことを考えていないことが分かった。
- 89年から言論自由化になってみんなが批判し始めたことも大きな要因。

(3) 日本政府は何を「学ぼう」としているのか

<日本大使館 坂田東一特命全権大使との面談>

- センター訪問団に対し「様々な事故対策をしてきたウクライナができたこと、できなかったことを良くみて欲しい」とコメント。
- 国際緊急時協力体制の条約化などを提言。

<坂田大使の任命から見えるもの>

- 坂田氏は科学技術庁出身、文部科学事務次官退官後、2011年9月1日よりウクライナ大使。2011年10月10日にウクライナ駐箚日本国特命全権大使としてキエフに着任。
- 政府が福島原発事故を受け、ただちにチェルノブイリ事故の教訓を「学ぶ」態勢を整えようとしている事がくみ取れる。その意味では、私たち市民の側も、政府が何を「学んで」いるのか、注視していく必要がある。



2. ウクライナ汚染地図(2011)の翻訳

- 事故25周年国際会議(2011.4)で緊急事態省が公表したウクライナ汚染地図を翻訳、現在第一次訳が終了。
- 概要は以下の通り
 - 第1章: Cs137、Sr90及びPu同位体による汚染度および事故前の地図並びにAm241による汚染予想図および事故発生前の状況。
 - 第2章: 国民の放射線被爆及び健康被害に関する地図。20年後及び70年後の総被曝実効線量に関する資料など。
 - 第3章: 法律により定められた放射能汚染ゾーン、事故による被害者の分類と人数、被害を受けた子供の健康回復などの社会的・経済的影響に関する地図。
 - 第4章: 参考資料

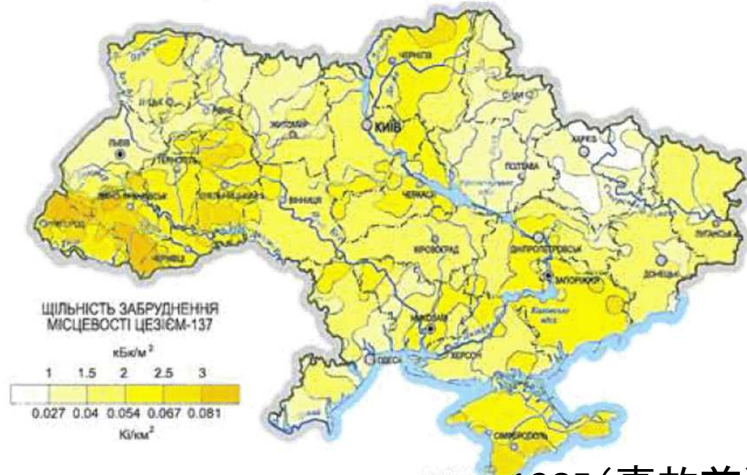


2. ウクライナ汚染地図翻訳

2. ウクライナ汚染地図(2011)の翻訳

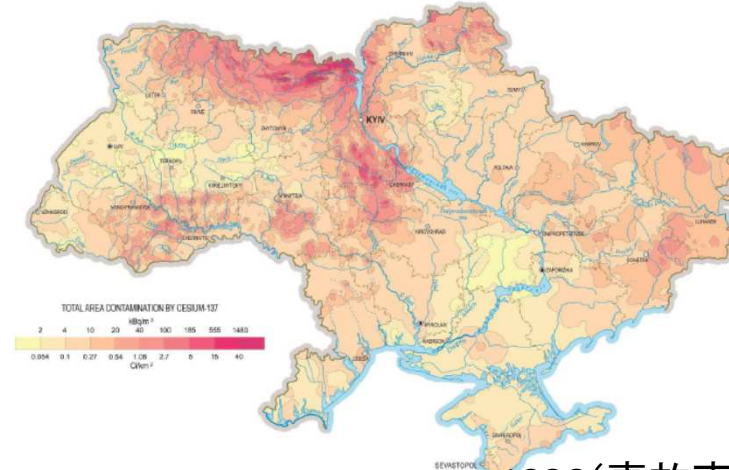
- Cs137汚染状況(事故前・直後・現在)比較図の抜粋

ЗАБРУДНЕННЯ ТЕРИТОРІЇ УКРАЇНИ ЦЕЗІЄМ-137 (СТАНOM
НА 1 ЛІПНЯ 1985 РОКУ)



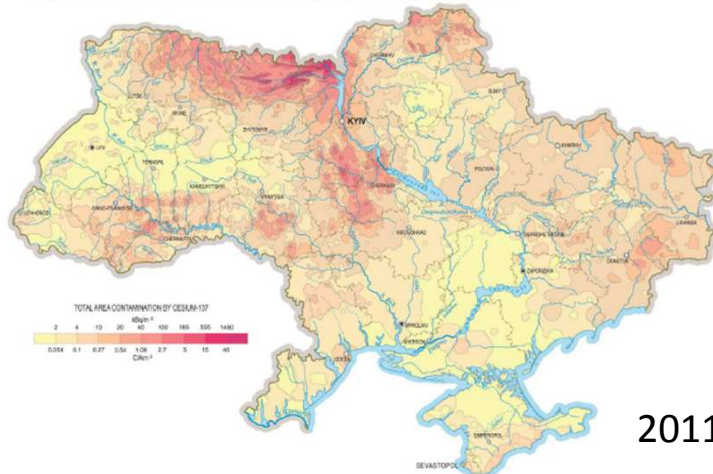
1985(事故前)

CONTAMINATION OF THE TERRITORY OF UKRAINE BY CESIUM-137 (AS OF MAY 10, 1986)



1986(事故直後)

CONTAMINATION OF THE TERRITORY OF UKRAINE BY CESIUM-137 (AS OF MAY 10, 2011)



2011(25年後)

※注

- ・汚染濃度のカラースケールは事故前と事故後で異なっている(事故前の「汚染」は極めて低いため)ので注意
- ・原本では事故後・25年後の図はA3見開き2ページにわたる地図でスキャン困難であったため、別資料で掲載された同じ図から流用したもの

3. 自治体の被災者支援策についての分析・評価

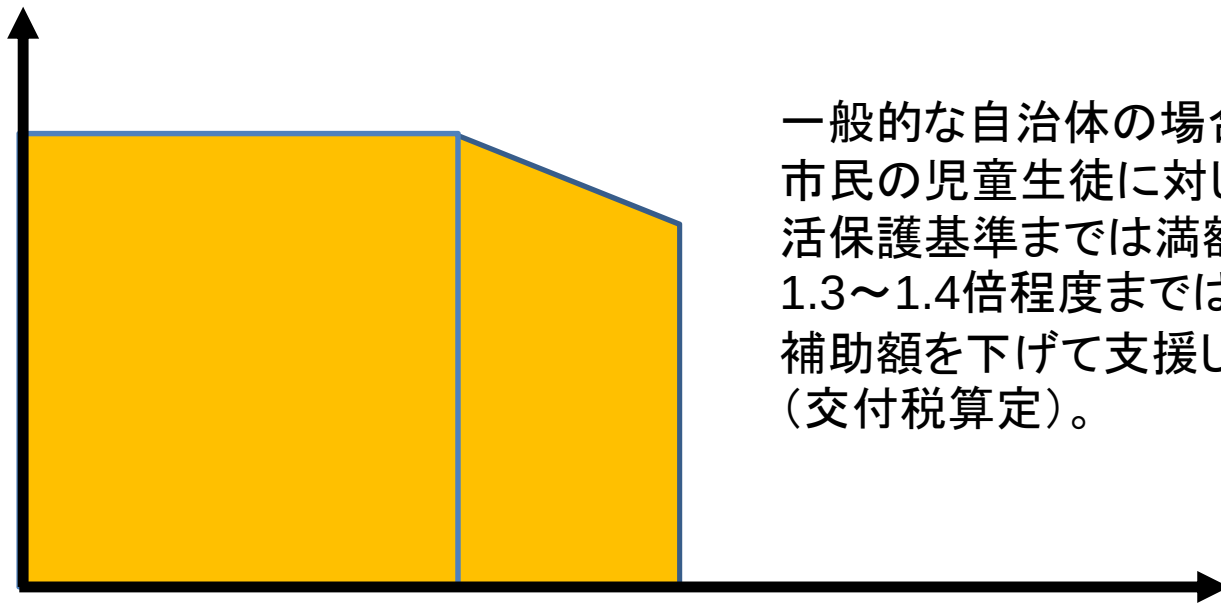
- 避難者は避難対象地域かどうかという違いだけでなく、出身自治体や避難先自治体の政治姿勢によっても生活条件などに差が出ている。
- 例えば住宅借上制度の対象範囲や運用も、受入側自治体で大きな差があり、災害救助法の適用解釈により最終的に国が間接的に財政措置を取る形だったにもかかわらず、2011年時点では、対象範囲に制限を設けるところが少なかった。
- また、同借上げ制度では福島県による新規受付の停止が大きな問題となったが、既にそれ以前の段階で、各自治体での受付が停止していた事例も少なくないことも判明している（2012年11月で14都府県で受付終了）。

2. 自治体支援策

3. 自治体の被災者支援策についての分析・評価

- 小中学校での学用品・給食費の支援など就学援助策について

援助費



一般的な自治体の場合、既住市民の児童生徒に対しては生活保護基準までは満額援助、1.3～1.4倍程度までは徐々に補助額を下げて支援している（交付税算定）。

世帯の所得

生活保護基準

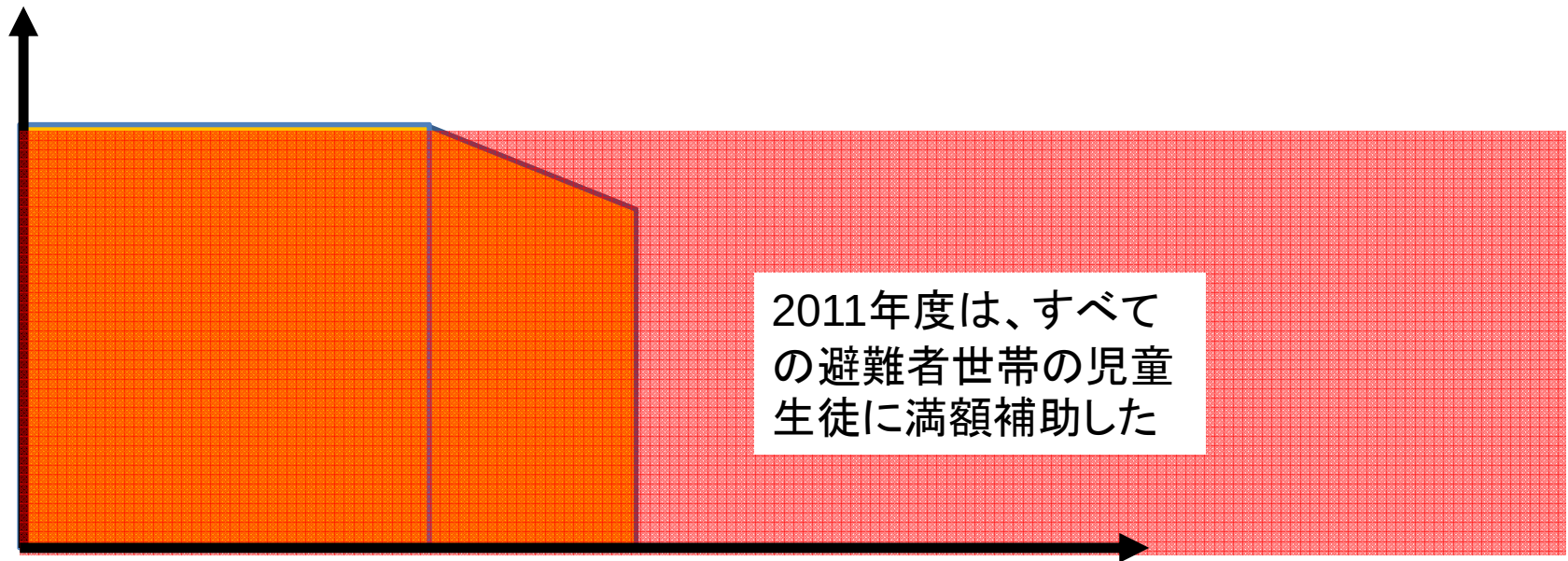
生活保護基準
の1.3倍程度

2. 自治体支援策

3. 自治体の被災者支援策についての分析・評価

- 小中学校での学用品・給食費の支援など就学援助策について

援助費



世帯の所得

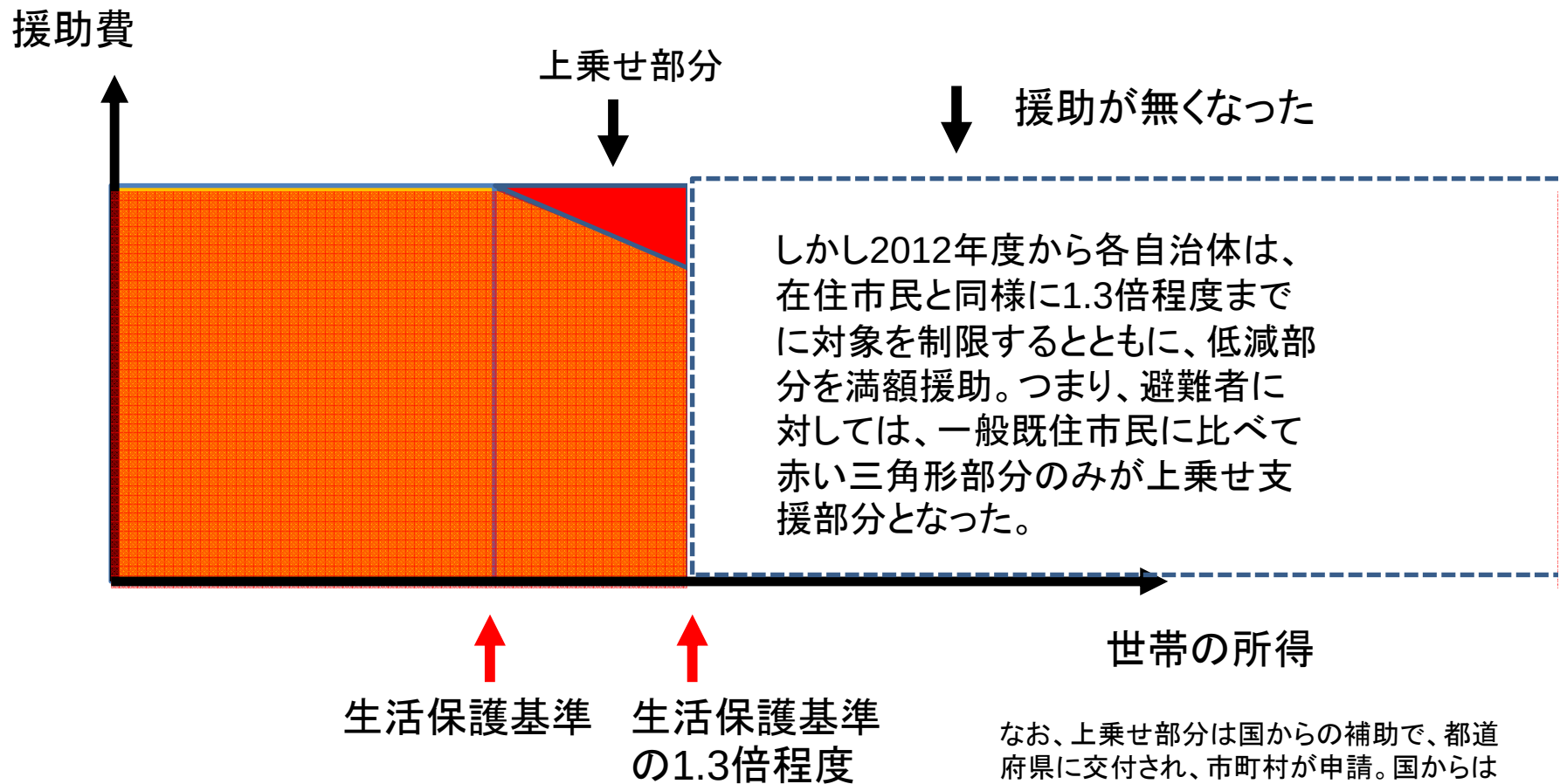
生活保護基準

生活保護基準
の1.3倍程度

2. 自治体支援策

3. 自治体の被災者支援策についての分析・評価

- 小中学校での学用品・給食費の支援など就学援助策について



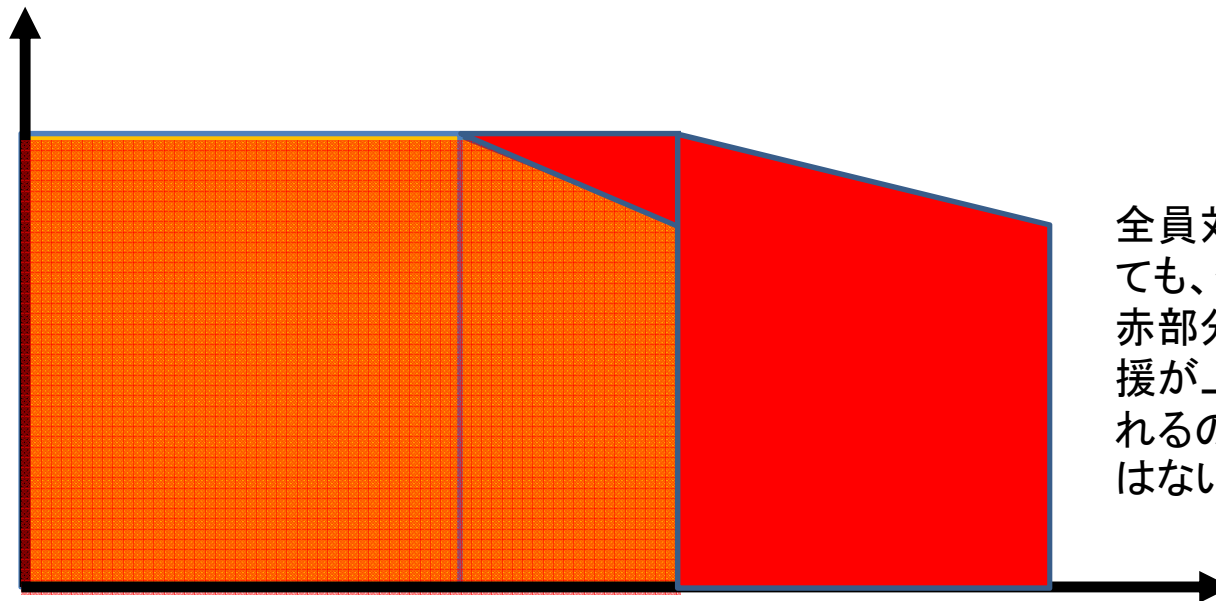
なお、上乗せ部分は国からの補助で、都道府県に交付され、市町村が申請。国からは対象範囲は明言されていないものの、国・都道府県・市町村の官僚間の「暗黙の了解」でこのような運用になっているようだ。

2. 自治体支援策

3. 自治体の被災者支援策についての分析・評価

- 小中学校での学用品・給食費の支援など就学援助策について

援助費



全員対象が困難だとしても、例えば、左図の赤部分のような形で支援が上乘せ・横出しされるのが望ましいのではないか

世帯の所得

生活保護基準

生活保護基準
の1.3倍程度

3. 自治体の被災者支援策についての分析・評価

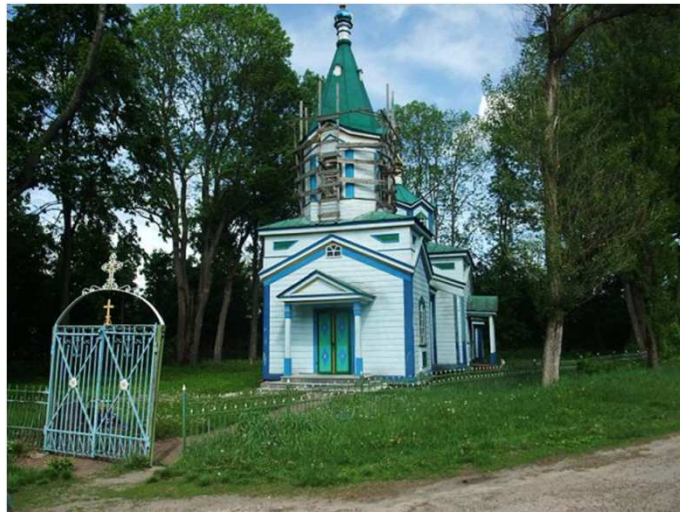
- 避難先での生活の便宜を図るための「原発避難者特例法」(2012年成立)では、保育園の入園手続などが簡素化された。
- しかし、その対象地域は被災自治体の意向に基づいており、例えば郡山市・福島市(線量も比較的高く、多くの自主避難者を出している)などは市民を「留め置く」方針のため、対象地域にならず、市外に避難した市民に不便(例えば避難先で保育園に入所する場合、出身自治体で「広域保育」の手続きで避難先の自治体へ要請し、ようやく入所できる)を強いている。
- 受入自治体では、既存制度の枠組みや独自財源を活用して被災者への支援策を継続しているところもある。新潟県などで自主避難者も対象として独自財源で行なわれた高速バス料金・高速道路料金補助制度が国を動かし、制度化された事例もある。
- さらに包括的な分析評価が必要。

まとめ

- チェルノブイリ事故後、ソ連邦が崩壊し、財源問題から社会保障施策の縮小・切り捨てや汚染地域指定見直しなどが進み、地方自治体では限られた予算の中で国際的な支援も受けながら施策や取り組みを維持しようとしており、国家施策と自治体・住民のニーズとの間に乖離や矛盾が生じている。
- 原発事故が国家の崩壊への引き金となり、放射能による健康被害以外にも生活や雇用・経済や独立国家の財政に今も深刻な影響を与えている現状は、原発推進政策の根本的誤りを明確にしていると言える。
- チェルノブイリから日本政府が「学んで」いることへの分析と批判的評価が必要。たとえば、ストレスの問題については、被ばくの影響を過小評価するための文脈ではなく、事故が放射能被害にとどまらず経済や地域社会や生活を破壊する深刻な事実として、また、心理的影響へのフォロー体制も含めた支援策の充実として議論されなければならない。

まとめ

- 日本でも「棄民政策」は進んでおり、「財源論」による被曝者切り捨ては許されない。ウクライナでの国と自治体・住民の対立構造やその背景を分析し、特に地域や自治体の取り組みの成果や課題を共有化しながら、国家と電力会社の責任を問い続け、政治・経済や社会のあり方の見直しの議論も巻き起こしつつ、支援策の拡充強化を図っていく必要性がある。



ナロージチ地区の廃村となった地域の協会



南相馬市小高地区（避難解除準備区域だが、人は住めない）の小高駅（震災以来使われていない）の自転車小屋。2013年3月末撮影。普通ならありふれた光景だが、震災後2年間このままだったことになる。多くの市民の日常や時間の流れが原発事故によって突然断裂したという深刻な事実を物語る。